

青森県報

号外第二十四号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……

訓

令

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二十四条の五」を「第十九条の二」に改め、「(以下「対策局長」といつ。)」を削り、同条第四号中「次長及び」を「次長、行政組織規則第二十条の二に規定する次長及び」に、「第二十四条の七」を「第二十五条の二の二」に改め、同条第五号中「第二十五条の二の三」を「第二十五条の二の四」に、「及びあおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」を「あおもりの「冬の農業」推進チーム

リーダー及びINTER支援室長」に改め、同条第六号中「第二十五条の二の四」を「第二十五条の二の五」に改め、同条第十号中「地域連携室の室長並びに」を「地域連携部、」に改め、同条第十二号中「第二百四十条第二項」を「第二百六条第二項」に、「科長、室長」を「室長、科長」に改め、「並びに行政組織規則別表第三に規定する室長(地域県民局の地域連携室の室長を除く。)」を削り、同条第十三号中「環境管理事務所長」を「家畜保健衛生所長、水産業改良普及所長、水産事務所長、漁港漁場整備事務所長、ダム建設所長、港管理所長、ダム管理所長、道路河川事務所長」に改め、「家畜保健衛生所長、水産事務所長、漁港漁場整備事務所長、水産業改良普及所長」を削り、「農産物加工指導センター所長、港管理所長、ダム管理所長、ダム建設所長及び道路河川事務所長」を「及び農産物加工指導センター所長」に改める。

第四条第七項及び第八項を削る。

第五条第五項を削り、同条第六項中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「地域県民局及び県税事務所(以下「県税事務所等」といつ。)の軽油引取税事務担当の内部組織の長、ゴルフ場利用税事務担当の内部組織の長、産業廃棄物税事務担当の内部組織の長及び管理担当の内部組織の長」を「別表第七の専決者の欄に掲げる職にある職員」に改め、「第三条の二」の下に「並びに青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第二条第二項」を加え、「県税事務所等の長」を「地域県民局長」に、「別表第七」を「同表の専決事項の欄」に改め、同項を同条第八項とする。

第九条第二項中「次長(次長二人を置く部のうち、県土整備部以外の部にあつては)を削り、「次長、」を「次長(」に、「あつては部」を「あつては、部」に、「出納局」を「エネルギー総合対策局及び出納局」に、「総務部長」を「次長」に改める。

第十条第十項を次のように改める。

10 第一項から第四項までの規定にかかわらず、エネルギー総合対策局及び出納局の部長の事務の代決については、次に定めるところによる。

- 一 部長が不在のときは、次長がその事務を代決する。
- 二 部長及び次長がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

第十一条の見出し中「課長等」を「課長」に改め、同条第五項を削る。

第十二条第二項中「又は三人」を削り、同項第二号中「(出先機関の次長三人を置

く出先機関にあつては、あらかじめ主管部長の承認を得て出先機関の長が指定する出先機関の次長」を削り、同条第四項中「(別表第四の二を含む。)」を、「別表第四」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、地域県民局にあつては、地域県民局長が不在のときは当該事務を担当する地域県民局の部長が、青森県立保健大学にあつては、学長が不在のときは副学長が、学長及び副学長がともに不在のときは事務局長がその事務を代決する。

第十二条第六項第一号イ中「地域連携室長」を「地域連携部長」に改め、同号八中「総務企画室長」を「企画調整室長」に改め、同号二中「中地域県民局及び三八地域県民局」を「地域県民局(下北地域県民局を除く。)」に改め、「他の地域農林水産部次長」の下に「(西北地域県民局にあつては、あらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する地域農林水産部次長)」を加え、「二人」を「のすべて」に改め、同号へ中「三八地域県民局及び下北地域県民局」を「地域県民局(三八地域県民局を除く。)」に改め、同号ト中「中地域県民局」を「三八地域県民局」に改め、同項第二号中「の総務企画室長」を「の企画調整室長」に、「若しくは福祉総室」を「福祉総室若しくはこども相談総室」に、「総務企画室長若しくはこども相談総室長」を「企画調整室長」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 青森県立保健大学事務局長が不在のときは、青森県立保健大学事務局長がその事務を代決する。

四 青森県立保健大学事務局長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決する。

第十二条第六項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院にあつては、」を「の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「支所長」の下に「地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長」を加え、「及び三八地域県民局の」を「三八地域県民局及び上北地域県民局の」に、「東京事務所」を「西北地域県民局地域農林水産部次長、東京事務所」に改め、「上北地方農林水産事務所の農村整備事務担当の次長、西北地方農林水産事務所次長」を削り、「黒石市駐在及び」を「黒石市駐在」に改め、「三戸町駐在」の下に「上北地域県民局地域農林水産部の三沢市駐在及び西北地域県民局地域農林水産部のつがる市駐在」を加え、「並びに上北地方農林水産事務所の三沢市駐在及び西北地方農林水産事務所のつがる市駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て農林水産事務所の所長が指定するもの」を削り、「地域農林水産部長等指定駐在

職員」を「地域農林水産部長指定駐在職員」に改め、同号を同項第六号とする。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)の項の部長専決事項の欄第三号中「除く。)」の下に「及び地域県民局の部長」を加え、同項の課長専決事項の欄第二十号中「給料」の下に「旅費」を加え、同欄第二十八号中「と」の下に「(人事課旅費事務担当グループリーダーの専決に係るものを除く。)」を加え、同表総務学事課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、同表税務課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改め、同項の第二号の部長専決事項の欄イ中「県税事務所等」を「地域県民局」に、「応援吏員」を「応援する徴税吏員」に改め、同表防災消防課の項の第四号の副知事専決事項の欄イ中「第二十条の二」を「第三十八条」に改め、同欄口中「第二十四条第二項」を「第四十二条第二項」に、「災害防備」を「災害の防備」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十八条の二」を「第二十九条」に、「相互応援」を「相互の応援」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第十八条の二」を「第二十九条」に改め、同項の次に次のように加える。

課 管 理 財 産	
<p>一 青森県公舎条例(昭和三十六年十月青森県条例第六十号)の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第八条第一項第三号及び第三項第二号の規定による改造等の承認に関すること。</p>
<p>二 青森県庁舎管理規則の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第四条第一項第一号から第五号までの規定による許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに關すること。</p> <p>ロ 第七条第一項の規定による門びの開閉時刻等に関すること。</p> <p>イ 第五条の規定による立入りの制限等に関すること(各課共</p>

<p>三 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 本庁舎内の事務室、倉庫等の割当てに関すること。 ロ 合同庁舎に入所する機関の決定に関すること。</p>	<p>イ 本庁舎内電気器具等の使用の承認に関すること。</p>
<p>ること。</p>	<p>通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p> <p>八 第六条第一項の規定による駐車場所の指定及び同条第三項の規定による制限等に関すること。</p> <p>二 第八条の規定による退去及び撤去の命令に関すること（各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p>	<p>通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p> <p>八 第六条第一項の規定による駐車場所の指定及び同条第三項の規定による制限等に関すること。</p> <p>二 第八条の規定による退去及び撤去の命令に関すること（各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p>

別表第一自然保護課の項の第三号の副知事専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同号の部長専決事項の欄中ロを削り、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。
イ 第七条第四項の規定による公園事業の決定（廃止及び変更を含む。）に関すること。

別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄中「普通地区」を「普通地

域」に改め、同欄へ中「第五十六条第一項及び第四項並びに第六十六条を「第五十六条第四項並びに第六十六条第一項及び第二項（同項において第五十六条第一項の規定の例による部分を除く。）」に改め、同へを同欄トとし、同欄中ホをへとし、二をホとし、八の次に次のように加える。

二 第二十九条第一項の規定による集団施設地区の指定に関すること。

別表第一自然保護課の項の第三号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十三条第三項及び第十四条第三項の規定による特別地域及び特別保護地区内における工作物の設置等の許可に関すること。

ロ 第二十四条第三項の規定による海中公園地区内における工作物の設置等の許可に関すること。

ハ 第五十六条第一項及び第六十六条第二項（同項において第五十六条第一項の規定の例による部分に限る。）の規定による協議に関すること。

別表第一自然保護課の項の第四号の部長専決事項の欄中八を削り、二をハとし、ホを二とし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、同号の課長専決事項の欄中八を二とし、ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第十条第三項の規定による特別地域内における工作物の設置等の許可に関すること。

別表第一自然保護課の項の第六号の副知事専決事項の欄中「制限」の下に「及び同条第三項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認を受けるべき旨の制限」を加え、同欄中リを又とし、チをリとし、トをチとし、同欄へ中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改め、同へを同欄トとし、同欄中ホをへとし、二をホとし、八を二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十四条第一項の規定による区域の指定に関すること。

別表第一自然保護課の項の第六号の部長専決事項の欄中チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホをへとし、二をホとし、同欄八中「銃猟制限区域」を「特定猟具使用制限区域」に改め、同八を同欄二とし、同欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第二十八条の二第四項の規定による保全事業の執行の協議等に関すること。

別表第一自然保護課の項の第六号の課長専決事項の欄イ中「農林水産事務所」の所管区域にわたり、又は「及び農林水産事務所」を削り、同欄中二をホとし、八を二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十二条第三項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認に関すること。

別表第一健康福祉政策課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十 医学及び医療技術者等研修規則（昭和三十六年一月青森県規則第一号）の施行に関する次のこと。

- イ 第四条の規定による研修計画の承認に関すること。
- ロ 第五条第一項第五号及び第二項第二号の規定による研修願の添付書類に関すること。
- ハ 第十一条の規定による研修に必要な事項に係る承認に関すること。

別表第一医療薬務課の項の第一号中「医療法の」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）」に改め、同号の副知事専決事項の欄口中「特別医療法人に対する」を「社会医療法人の認定の取消し及び」に改め、同号の部長専決事項の欄口中「第七条の二第五項」を「第七条の二第六項」に改め、同欄中ル及びリを削り、又をヲとし、リをルとし、チを又とし、トをチとし、同チの次に次のように加える。

リ 第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人の認定に関すること。

別表第一医療薬務課の項の第一号の部長専決事項の欄への次に次のように加える。

ト 第三十条の十一の規定による勧告に関すること。

別表第一医療薬務課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ワ 第六十八条第二項及び第三項の規定による意見に関すること。

別表第一医療薬務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第十四号の課長専決事項の欄中「健康福祉子どもセンターの所管区域にわたり、又は」及び「及び健康福祉子どもセンター」を削り、同欄に次のように加える。

ヨ 第七十六条の六第一項の規定による指定薬物である疑いがある物品の検査の命令及び同条第二項の規定による製造等の禁止の命令に関すること。

タ 第七十六条の七第一項及び第二項の規定による指定薬物の廃棄等の処分に関すること。

レ 第七十六条の八第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。

別表第一医療薬務課の項中第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表保健衛生課の項の第一号の部長専決事項の欄中「第三十八条第八項」を「第三十八条第九項」に改め、同八を同欄二とし、同欄ロの次に次のように加える。

ハ 第十六条の二の規定による協力の要請に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ホ 第四十条第三項の規定による診療報酬の額の決定（第三十七条第一項第一号から第三号までの規定に係るものに限る。）に関すること。

ヘ 第四十条第六項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託に関すること。

ト 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（平成十九年厚生労働省告示第百二十三号）第三号の規定による協定に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第一号の課長専決事項の欄イ中「第十二条第三項」の下に「（第七条第一項及び第十二条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を」を削り、同欄に次のように加える。

二 第四十条第三項の規定による診療報酬の額の決定（第三十七条第一項第四号の規定に係るものに限る。）に関すること。

ホ 第四十二条第一項の規定による緊急時等の医療に係る療養費の支給に関すること。

ヘ 第四十三条第二項の規定による感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払の差止めに関すること。

別表第一保健衛生課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表子どもみらい課の項の第三号中「指定育成医療機関医療担当規程（昭和二十九年厚生省告示第百七十六号）」を「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）」に改

め、同表障害福祉課の項の第五号の部長専決事項の欄八、ホ及びへ中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同表商工政策課の項の第三号を次のように改める。

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第百六条の二第四項の規定による共済規程の認可の取消しに関すること。

イ 第九条の二第七項ただし書の規定による他の事業の実施の承認に関すること。

イ 第四十八条（第四十二条第八項及び第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の承認に関すること。

ロ 第百六条の二第五項の規定による業務の停止及び役員解任の命令並びに共済規程の認可の取消しに関すること。

ロ 第九条の二の三第一項及び第二項（これらの規定を第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業の利用の認可及び当該認可の取消しに関すること。

ロ 第五十五条第六項において準用する第四十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の承認に関すること。

ハ 第九条の六の二

第一項及び第四項

（これらの規定を

第九条の九第五項

において準用する

場合を含む。）の

規定による共済規

程の認可並びに変

更及び廃止の認可

に関すること。

二 第九条の九第四

項ただし書の規定

による他の事業の実施の承認に関すること。

ホ 第五十七条の二の規定による火災共済規程の変更の認可に関すること。

ヘ 第五十七条の三第五項の規定による事業の譲渡及び譲受けの認可に関すること。

ト 第五十七条の五ただし書の規定による余裕金の運用の認可に関すること。

チ 第五十八条の四の規定による健全性の基準の決定に関すること。

別表第一商工政策課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

令第一号）の施行に関する次のこと。

内閣府、財務省、
イ 第百四十三条第二項の規定による縦覧の開始の延期の承認

に關すること。
 口 第六十一条第三項の規定による決算関係書類の提出の延期の承認に關すること。

別表第一労政・能力開発課の項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第五条」を「第十三条」に改め、同表団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄イから八までを削り、同欄二中「第十条第二十七項」を「第十条第二十項」に改め、同二を同欄イとし、同欄中水を口とし、へをハとし、トをニとし、チをホとし、リをへとし、又をトとし、ルをチとし、ヲをリとし、ワを又とし、カをルとし、ヨをフとし、タをワとし、レを力とし、ソをヨとし、ツをタとし、同号の課長専決事項の欄イを削り、同欄口中「農林水産事務所の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所」を削り、同口を同欄イとし、同欄八中「農林水産事務所」の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所」を削り、同八を同欄口とし、同項の第二号中「農林水産事務所」の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所」を削り、同号の課長専決事項の欄イ中「第六十九條第七項」を「第二百二條第七項」に改め、同欄口中「第七十三條第二項」を「第二百六條第二項」に改め、同欄八中「第八十九條第六項」を「第二百三十二條第六項」に改め、同項の第六号を削り、同項の第七号の課長専決事項の欄中「二以上の農林水産事務所」の所管区域にわたり、又は「地域農林水産事務所」の所管区域にわたる区域を地区とする農業共済組合に係る」を削り、同号を同項の第六号とし、同項の第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第十一号の部長専決事項の欄二中「農林水産事務所」の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所」を削り、同号の課長専決事項の欄八を削り、同号を同項の第十号とし、同表林政課の項の第一号の課長専決事項の欄イ中「農林水産事務所」の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所」を削り、同項の第三号の部長専決事項の欄を次のように改める。

- イ 第四条の二の規定による協力の要請に關すること。
- ロ 第五条の規定による駆除命令等に關すること。
- ハ 第七条の二第四項の規定による意見に關すること。
- ニ 第七条の三第一項の規定による都道府県防除実施基準の策定及び変更に關すること。

ること。

ホ 第七条の五第一項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定に關すること。

ヘ 第七条の六第一項の規定による樹種転換促進指針の策定に關すること。
 ト 第七条の九第一項の規定による地区防除指針の策定に關すること。

別表第一林政課の項の第三号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第七条の十第三項の規定による協議に關すること。

別表第一林政課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表農村整備課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「(第四十八條第九項(第九十六條の三第五項において準用する場合を除く。))において準用する場合を含む。」「を削り、同欄口中「こと」の下に「(解散及び合併に係るものに限る。)」を加え、同号の部長専決事項の欄八中「(第四十八條第九項(第九十六條の三第五項において準用する場合を除く。))において準用する場合を含む。」「を削り、同欄中水及びへを削り、トをホとし、チ及びリを削り、同欄又中「第七十六條の規定において準用する非訟事件手続法第三百三十五條ノ二十五第二項」を「第七十六條第二項」に改め、同又を同欄へとし、同欄中ルを削り、ヲをトとし、同欄ワ中「第七項(」の下に「これらの規定を」を加え、同ワを同欄チとし、同欄中力をりとし、ヨを又とし、タをルとし、レをヲとし、ソをワとし、ツを力とし、ネをヨとし、ナをタとし、ラをレとし、ムをソとし、ウをツとし、ヰをネとし、ノをナとし、オをラとし、同欄ク中「の規定において準用する第七十六條の規定において準用する非訟事件手続法第三百三十五條の二十五第二項」を「において準用する第七十六條第二項」に改め、同クを同欄ムとし、同欄ヤを同欄ウとし、同号の課長専決事項の欄イ及びロ中「技術吏員」を「職員」に改め、同項の第二号の部長専決事項の欄イ中「こと」の下に「(土地改良法第三十條第二項の規定による定款の変更の認可に係るものを除く。)」を加え、同表水産振興課の項の第一号中「水産業協同組合法」の下に「(昭和二十三年法律第二百四十二号)」を加え、同号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

- イ 第二百二十五條第一項の規定による決議、選挙又は当選の取消しに關すること。
- 別表第一水産振興課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。
- イ 第十一條の五(第九十六條第一項において準用する場合を含む。))の規定による認可に關すること。
- ロ 第十一條の八第一項ただし書(第九十六條第一項において準用する場合を含む。))

む。)の規定による承認にすること。
八百二十六条の規定による専用契約の取消しにすること。

別表第一水産振興課の項の第一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

口 第十一条の四第一項及び第三項(これらの規定を第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程の認可及び変更又は廃止の認可に關すること(内水面漁業協同組合(二以上の地域県民局の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。))に係るものを除く。)

ハ 第十五条の二(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の認可及び変更又は廃止の認可に關すること(内水面漁業協同組合(二以上の地域県民局の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。))に係るものを除く。)

別表第一水産振興課の項の第三号から第八号までの規定中「及び農林水産事務所の水産事務所の水産事務所長」を削り、同項に次の一号を加える。

十四 その他の事項に關する次のこと。

イ 漁業近代化資金
通法(昭和四十四年
法律第五十二号)に
基づく漁業近代化資
金の利子補給の承認
に關すること。

別表第一道路課の項の第三号の課長専決事項の欄口中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同表河川砂防課の項の第五号及び港湾空港課の項の第四号中「港湾区域及び港湾隣接地域」を「港湾管理者の長が管理するもの」に改め、同表都市計画課の項の第二号の課長専決事項の欄イ中「第六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項の第七号の副知事専決事項の欄イ中「第二百四十五条第二項」を「第二百三十一條第二項」に改め、同表建築住宅課の項の第三号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に關する法律(平成六年法律第四十四号)を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律(平成十八年法律第九十一号)に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同欄口中「第十二条」を「第二十二條」に改め、同欄八中「第十四条第一項」を「第

二十三条第一項」に、「昇降機」を「エレベーター」に改め、同欄に次のように加える。

二 第四十三条第二項の規定による協議等に關すること。

別表第一建築住宅課の項の第七号の副知事専決事項の欄口中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄に次のように加える。

ハ 第二十条第一項及び第二項の規定による造成宅地防災区域の指定及び当該指定の解除に關すること。

別表第一建築住宅課の項の第七号の部長専決事項の欄水中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同水と同欄へとし、同欄二中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に、「制限及び」を「及び制限並びに」に改め、同二を同欄水とし、同欄八中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同八を同欄二とし、同欄口の次に次のように加える。

ハ 第十二条第一項の規定による宅地造成工事の計画の変更の許可に關すること。

別表第一建築住宅課の項の第七号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ト 第二十一条第二項の規定による造成宅地所有者等に対する勧告に關すること。

別表第一建築住宅課の項の第二十一号の副知事専決事項の欄イ中「第二百四十五条第二項」を「第三百三十一條第二項」に改める。

別表第一の二庶務担当グループリーダーの項の第二号中「こと」の下に「(人事課旅費事務担当グループリーダーの専決に係るものを除く。)」を加え、同項の第十一号中「次のこと」の下に「(人事課旅費事務担当グループリーダーの専決に係るものを除く。)」を加え、同表人事課給与事務担当グループリーダーの項の第一号中「に係るもの、出先機関の職員に係るもの(電子計算組織により処理されるものを除く。))及び出先機関の職員以外の職員のうち」を「及び」に改め、同項の第二号中「及び出先機関の職員」を「に係るもの、出先機関の職員(東青地域県民局の職員のうち、知事が別に指定する職員を除く。))」に、「並びに」を「及び」に改め、同項の第三号中「出先機関の職員に係るもの(電子計算組織により処理されるものを除く。))及び出先機関の職員以外の職員のうち」を削り、同項の第四号から第六号までの規定中「(公所である出先機関の職員に係るものを除く。))」を削り、同項の第七号中「(公所である出先機関の職員に係るものを除く。))」を削り、同号イ中「月額」を「額」に改め、同項の第八号中「(公所である出先機関の職員に係るものを除く。))」を削り、同項の第九号中「第八条第一項」を「第八条」に改め、「(公所である出先機関の職員に係るものを除く。))」を削り、同項の第十号中「(公所である出先機関

の職員に係るものを除く。」「を削り、同項の次に次のように加える。

<p>人事課旅費事務担当グループリーダー</p>	<p>一 旅費（附属機関の委員等に係る旅行命令に係るもの並びに非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずるもののうち知事が別に指定する職員に係る旅行命令に係るもの並びに知事が別に指定する旅行依頼に係るものを除く。）に係る支出負担行為及び支出命令に関する事。</p> <p>二 職員等の旅費に関する条例の施行に関する次のこと（前号の旅費に係るものに限る。）。</p> <p>イ 第三条第四項の規定により旅行依頼した場合の旅費の支給に関する事。</p> <p>ロ 第三条第六項及び第七項に規定する旅費の決定及び支給に関する事。</p> <p>ハ 給料表の適用を受けない職員に旅行を命じた場合の旅費の支給に関する事。</p> <p>ニ 第三十一条の規定による旅費の調整に関する事。</p>
--------------------------	---

別表第二出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第二号中「長を含む。」を「出先機関の長を含む、地域県民局長を除く。第六号を除き、」に改め、同項の第四号中「長」を「出先機関の長」に改め、同項の第六号中「所属職員」の下に「（出先機関の長及び地域県民局長の部長を含む。）」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同表青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長の部長（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第一号及び第二号を削り、同項の第三号中「次のこと」の下に「（人事課旅費事務担当グループリーダーの専決に係るものを除く。）」を加え、同号を同項の第一号とし、同項の第四号から第七号までを削り、同項の次に次のように加える。

<p>青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（地域県</p>	<p>一 青森県財務規則第三百二十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関する事（報酬、給料、職員手当等及び賃金の前渡で人事課給与事務担当グループリーダーが処理するものに限る。）。</p>
---------------------------------------	--

民局長を除く。）

別表第二事務委任規則第二十二條第二号の規定により知事が指定した出先機関の長（当該出先機関が地域県民局である場合にあつては、地域県民局の地域連携室長）の項中「地域連携室長」を「地域連携部長」に、「割当」を「割当て」に改め、同表給料表の適用範囲（昭和三十二年十一月人事委員会規則七・三八）第六條第二号から第七号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の長の項中「第六條第二号」を「第六條第一号」に改め、同項の第一号八中「特許」を「特許等」に改め、同号水中「届出」の下に、「同項第二号の規定による実用新案登録出願及び実用新案登録を受ける権利の承継の届出並びに同項第三号の規定による意匠登録出願及び意匠登録を受ける権利の承継の届出」を加え、同表地域県民局長の項の第一号中「地域県民局長」の下に「及び地域県民局長」を、「こと」の下に「地域県民局長にあつては、」を加え、同項の第二号、第三号及び第六号中「地域県民局長」の下に「及び地域県民局長」を加え、同項の第七号から第十三号までを削り、同表地域県民局の地域健康福祉部長健康福祉こどもセンターの所長女性相談所長の項中「健康福祉こどもセンターの所長」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部長農林水産事務所の所長の項中「農林水産事務所の所長」を削り、同項の第一号イ中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、「農林水産事務所の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所の所管区域にわたり、又は」を削り、同号口中「銃猟制限区域」を「特定猟具使用制限区域」に、「銃猟の」を「特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等の」に改め、同項の第二号イ中「第七條第十項及び第十一項」を「第七條第十一項及び第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め、「農林水産事務所の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所」を削り、同表地域県民局の地域整備部長農土整備事務所の所長の項中「農土整備事務所の所長」を削る。

別表第二の二中

<p>地域県民局の泉 税部の庶務担当 の内部組織の長</p>	<p>地域県民局の泉 税部の庶務担当 責任者</p>
--	------------------------------------

を

<p>地域県民局の地域連携部の管理室長</p> <p>地域県民局の地域連携部の管理室長</p> <p>地域県民局の県税務部の庶務担当の内部組織の長</p>	<p>あらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携部長が指定する職員</p>	<p>一 地域県民局の職員に係る青森県財務規則第三百二十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に關すること（報酬、給料、職員手当等及び賃金の前渡で人事課給与事務担当グループリーダーが処理するものに係るものに限る。）。</p>
<p>青森県東京事務所次長</p> <p>県税事務所の庶務担当の内部組織の長</p>	<p>青森県東京事務所庶務担当の内部組織の長</p> <p>県税事務所の庶務担当責任者</p>	
<p>青森県東京事務所次長</p> <p>青森県立美術館次長</p>	<p>青森県東京事務所庶務担当の内部組織の長</p> <p>青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長</p>	
<p>農林水産事務所の庶務担当の内部組織の長</p> <p>農林水産事務所の庶務担当責任者</p>	<p>農林水産事務所の庶務担当責任者</p>	

<p>青森県立美術館次長</p> <p>青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長</p>	<p>青森県営農大専科教頭</p> <p>青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長</p> <p>青森県立美術館の庶務担当責任者</p>	<p>青森県立美術館次長</p> <p>青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長</p>
---	---	---

に改め、

二 扶養手当第四条の規定による職員の扶養親族の届出に係る事実及び扶養手当の月額認定並びに第五条の規定による事後の確認に關すること。

三 通勤手当第四条の規定による職員の通勤の届出に係る事実の確認及び通勤手当の月額決定又は改定並びに第二十二条の規定による事後の確認に關すること。

四 住居手当第六条の規定による職員の住居の届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定並びに第九条の規定による事後の確認に關すること。

五 児童手当法の施行に關する次に掲げる事務で、職員に係るもの

イ 第十七条第一項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて読み替えられる児童手当法第七条の規定による児童手当の支給資格及び額の認定に關すること。

ロ 第十七条第一項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて読み替えられる児童手当法第十四條の規定による不正利得の徴収に關すること。

ハ 第二十六條第二項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理に關すること。

地域県民局の地 域健康福祉部の 総務企画室長	地域県民局の地 域健康福祉部の 庶務担当責任者	一 扶養手当第四条の規定による職員 の扶養親族の届出に係る事実及び扶 養手当の月額認定並びに第五条の規 定による事後の確認に関する事 後。
健康福祉こども センターの総務 企画室長	健康福祉こども センターの庶務 担当責任者	二 通勤手当第四条の規定による職員 の通勤の届出に係る事実の確認及び 通勤手当の月額決定又は改定並びに 第二十二條の規定による事後の確認 に関する事。
		三 住居手当第六条の規定による職員 の住居の届出に係る事実の確認及び 住居手当の月額決定又は改定並びに 第九條の規定による事後の確認に関 する事。
		四 児童手当法の施行に関する次に掲 げる事務で、職員に係るもの イ 第十七條第一項（附則第六條第一 項、第七條第四項及び第八條第四項 において準用する場合を含む。）の規 定による児童手当の支給資格及び 額の認定に関する事。
		口 第十七條第一項（附則第六條第一 項、第七條第四項及び第八條第四項 において準用する場合を含む。）の規 定による児童手当の支給資格及び 額の認定に関する事。

及び

二 第二十七條第一項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の命令に関する事。

亦 第二十八條（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧、資料の提供及び報告の要求に関する事。

六 単身赴任手当第八條の規定による職員の単身赴任の届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定並びに第十條の規定による事後の確認に関する事。

		つて読み替えられる児童手当法第十四條の規定による不正利得の徴収に関する事。 <p>八 第二十六條第二項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理に関する事。</p> <p>二 第二十七條第一項（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の命令に関する事。</p> <p>亦 第二十八條（附則第六條第二項、第七條第四項及び第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧、資料の提供及び報告の要求に関する事。</p> <p>五 単身赴任手当第八條の規定による職員の単身赴任の届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定並びに第十條の規定による事後の確認に関する事。</p>
--	--	--

を削り、「健康福祉こどもセンターの福祉部長」を「地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長」に、「健康福祉こどもセンターの福祉部の次長」を「地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室の次長」に改め、同表の備考中「並びに」を「及び」に、「県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部」を「部」に改める。

別表第三中「総務企画室長、保健総室長」を「企画調整室長、保健総室長」に、「東京事務所の東京都中央区駐在の内部組織の長」

健康福祉こどもセンターの総務企画室長、保健部長、福祉部長及びこども相談部長

上北地方農林水産事務所の農村整備事務担当の次長

西北地方農林水産事務所次長

「上北地域農林局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長

を 西北地域農林局地域農林水産部次長

東京事務所 東京都中央区駐在の内部組織の長

に改め、同表地域

農林水産部長等指定駐在職員」の項中「地域農林水産部長等指定駐在職員」を「地域農林水産部長指定駐在職員」に改め、同項の前に次のように加える。

地域農林局の地域連携部の
環境管理事務所の環境管理
事務所長

- 一 所属職員の事務分担に関する事。
- 二 所属職員（環境管理事務所長を含む。以下この項において同じ。）の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。
- 三 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令に関する事。
- 四 所属職員の週休日の振替等、勤務時間の割り振り、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事。
- 五 所属職員の職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号まで及び第八号（家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事に限る。）に規定する事項に係る承認に関する事。
- 六 法令に基づき所属職員をして調査、立入検査、監視、質問、指導、要求等（本庁で処理するものを除く。）を行わせる事。
- 七 職員の給与に関する条例第十一条の三の規定による人事委員会の定める条件に該当する者の認定に関する事。
- 八 所属職員に係る管理職員特別勤務手当第三条の規定による管理職員特別勤務実績簿の作成に關する事。
- 九 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決

定（第九条の規定に係るものを除く。）及び第十一条第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関する事。

十 青森県個人情報保護条例の施行に關する次の事。

イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（第二十二條の規定に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関する事。

ロ 第二十九条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関する事。

ハ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関する事。

十一 廃棄物の処理及び清掃に關する法律の施行に關する次の事。

イ 第十四条第一項及び第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可（同条第二項及び第七項の規定による許可の更新を含む。）に関する事。

ロ 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物処理業の変更の許可並びに同条第三項において準用する第七條の二第三項の規定による産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出及び第十四條の二第三項において準用する第七條の二第四項の規定による産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該當するに至つた旨の届出の受理に關する事。

八 第十四条の四第一項及び第六項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可（同条第二項及び第七項の規定による許可の更新を含む。）に關すること。

二 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の変更の許可並びに同条第三項において準用する第七条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出及び第十四条の五第三項において準用する第七条の二第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当するに至つた旨の届出の受理に關すること。

十二 青森県浄化槽保守点検業者登録条例の施行に關する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による登録（同条第三項の規定による更新の登録を含む。）に關すること。

ロ 第七条第一項の規定による変更の届出の受理に關すること。

ハ 第八条の規定による廃業等の届出の受理に關すること。

ニ 第九条第一項及び第二項の規定による登録の抹消に關すること。

十三 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律の施行に關する次のこと。

イ 第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録（第十二条第一項の規定による登録の更新を含む。）に關すること。

ロ 第十三条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に關すること。

八 第十五条第一項の規定による廃業等の届出の受理に關すること。

二 第十六条の規定による登録の抹消に關すること。

十四 使用済自動車の再資源化等に關する法律の施行に關する次のこと。

イ 第四十二条第一項の規定による引取業者の登録（同条第二項の規定による登録の更新を含む。）に關すること。

ロ 第四十六条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に關すること。

ハ 第四十八条第一項（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に關すること。

ニ 第四十九条（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消に關すること。

ホ 第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録（同条第二項の規定による登録の更新を含む。）に關すること。

ヘ 第五十七条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に關すること。

ト 第六十条第一項の規定による解体業の許可（同条第二項の規定による許可の更新を含む。）に關すること。

チ 第六十二条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に關すること。

リ 第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に關すること。

又 第六十七条第一項の規定による破砕業の許可（同条第二項の規定による許可の更新を含む。）に關すること。

地域県民局の地域連携室長	地域県民局の地域整備部長	地域県民局の地域健康福祉部長	地域県民局の地域農林水産部長	地域県民局の地域環境部長
地域県民局の地域健康福祉部長	地域県民局の地域農林水産部長	地域県民局の地域環境部長	地域県民局の地域整備部長	地域県民局の地域連携室長

別表第四の二
別表第四を削る。

別表第三の二学長の項の第二号及び第五号中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に改め、同項の第十号中「特許」を「特許等」に改め、同号中「届出」の下に「同項第二号の規定による実用新案登録出願及び実用新案登録を受ける権利の承継の届出並びに同項第三号の規定による意匠登録出願及び意匠登録を受ける権利の承継の届出」を加え、同表事務局長の項の第四号中「次のこと」の下に「(人事課旅費事務担当グループリーダーの専決に係るものを除く。)」を加え、同表事務局次長の項の第二号から第五号までを削り、同項の第六号中「前渡資金精算書等の受理及びその内容の調査」を「前渡資金の証拠書類の確認及び受理」に、「電子計算組織により処理された」を「人事課給与事務担当グループリーダーが処理するものに係る」に改め、同号を同項の第二号とし、同項の第七号を削る。

む。) に関すること。
ル 第七十条第一項の規定による事業の範囲の変更の許可に関すること。
ヲ 第七十一条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

地域県民局の地域連携部長	地域県民局の地域健康福祉部長	地域県民局の地域農林水産部長	地域県民局の地域環境部長	地域県民局の地域整備部長
地域県民局の地域健康福祉部長	地域県民局の地域農林水産部長	地域県民局の地域環境部長	地域県民局の地域整備部長	地域県民局の地域連携部長

を

承認を得て県税部長が指定する職員)
三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務(県税部長等が処理するものを除く。)
四 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務
五 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務
六 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務

一 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務(地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所の専決に

地域県民局の地域健康福祉部長	地域県民局の県税部長	部長が指定する職員	<ul style="list-style-type: none"> 一 係るものを除く。 二 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務（地域県民局の地域連携部の環境管理事務所、環境管理事務所長の専決に係るものを除く。） 三 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務（地域県民局の地域連携部の環境管理事務所、環境管理事務所長の専決に係るものを除く。）
当該事務を担当する地域健康福祉部の企画調整室長、保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長	地域県民局の県税部次長（県税部長が不在のときは、あらかじめ総務部長の承認を得て県税部長が指定する職員）	<ul style="list-style-type: none"> 一 県税に係る事務委任規則第二十三条第一号に掲げる事務（地域県民局の県税部次長の専決に係るものを除く。） 二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務（債権の管理に関するものに限る。） 三 県税に係る事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務（地域県民局の県税部次長の専決に係るものを除く。） 四 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務 五 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務 六 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務 	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務（債権の管理に関するものに限る。） 二 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務 三 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務

地域県民局の県税部次長	地域県民局の県税部の庶務担当の内部組織の長	<p>地域県民局（下北地域県民局を除く。）の地域農林水産部長</p> <p>当該事務を担当する地域農林水産部次長（当該事務を担当する地域農林水産部次長が不在のときは他の地域農林水産部次長（西北地域県民局にあつては、あらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する地域農林水産部次長）、地域農林水産部次長のすべてが不在のときはあらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する職員）</p>	<p>四 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務</p>
地域県民局の地	<p>に、「三八地域県民局及び下北地域県民局」を「地域県民局（三八地域県民局を除く。）」に、「中北地域県民局地域整備部長」を「三八地域県民局地域整備部長」に、</p>		

を

青森県立美術館次長の長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
農林水産事務所の庶務担当の内部組織の長	農林水産事務所の庶務担当責任者

に、

青森県環境保健センターの庶務担当の内部組織の長	青森県環境保健センターの庶務担当責任者
-------------------------	---------------------

を

青森県環境保健センターの庶務担当の内部組織の長	青森県環境保健センターの庶務担当責任者
健康福祉こどもセンターの総務企画室長	健康福祉こどもセンターの庶務担当責任者

に、

青森県東京事務所次長	青森県東京事務所庶務担当の内部組織の長	地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長 青森県立美術館の生活部長の承認を得て地域連携部長が指定する職員 一 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務 二 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務 三 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務 四 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務
------------	---------------------	---

を

青森県立美術館次長の長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長

に、

青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
-----------	---------------------

を

青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長

に、

青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館次長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長

に改め、同表の備考中「並びに」を「及び」に、「県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部」を「部」に改め、同表を別表第四とする。

別表第五地域県民局の地域農林水産部長の項の第一号から第十二号までの規定中「掲げる事務」の下に「(西北地域県民局地域農林水産部の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長の専決に係るものを除く。)」を加え、同項の第二十五号、第二十八号及び第二十九号中「中地域県民局及び三八地域県民局」を「地域県民局(東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。)」に、「並びに」を「及び」に改め、同項の第三十一号、第三十二号及び第三十四号から第四十号までの規定中「中地域県民局及び三八地域県民局」を「地域県民局(東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。)」に改め、同項の第四十一号中「掲げる事務」の下に「(西北地域県民局地域農林水産部の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長の専決に係るものを除く。)」を加え、同表三八地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部長の項中「三八地域県民局及び下北地域県民局」を「地域県民局(中地域県民局及び上北地域県民局を除く。)」に改め、同表地域県民局の地域整備部長の項の第一号中「三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の港管理所長」を「地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長、東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所のダム建設所長及び西北地域県民局地域整備部鱒ヶ沢道路河川事業所の道路河川事業所長」に改め、同項の第四号中「三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の港管理所長」を

「地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長及び西北地域県民局地域整備部鯨ケ沢道路河川事業所の道路河川事業所長」に改め、同項の第六号及び第十号中「掲げる事務」の下に、「(西北地域県民局地域整備部鯨ケ沢道路河川事業所の道路河川事業所長の専決に係るものを除く。)」を加え、同項の第十三号及び第十四号中「三八地域県民局地域整備部八戸港管理所」を「地域県民局の地域整備部の港管理所」に改め、同項の第三十八号から第四十号までを削り、同項の次に次のように加える。

地域県民局 (上北地域県 民局を除く) の地域整備部 長	一 事務委任規則第十八条第二項第三号に掲げる事務
地域県民局 (中南地域県 民局を除く) の地域整備部 長	一 事務委任規則第十八条第三項第一号に掲げる事務(地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。 二 事務委任規則第十八条第三項第二号に掲げる事務(地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。 三 事務委任規則第十八条第三項第三号に掲げる事務(地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。 四 事務委任規則第十八条第三項第四号に掲げる事務(地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長の専決に係るものを除く。) 五 事務委任規則第十八条第二項第二号に掲げる事務
地域県民局 (三八地域県 民局及び上北 地域県民局を 除く。)の地 域整備部長	一 事務委任規則第十八条第二項第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第十八条第二項第二号に掲げる事務

別表第五三八地域県民局及び下北地域県民局の地域整備部長の項を次のように改め

る。

東青地域県民 局地域整備部 長	一 事務委任規則第十八条第五項第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第十八条第五項第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第十八条第五項第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第十八条第五項第四号に掲げる事務 五 事務委任規則第十八条第五項第五号に掲げる事務 六 事務委任規則第十八条第五項第六号に掲げる事務
-----------------------	--

別表第五中南地域県民局地域整備部長の項の第一号中「第十八条第五項第一号」を「第十八条第六項第一号」に改め、同表三八地域県民局地域整備部長の項の第一号中「第十八条第六項第一号」を「第十八条第七項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

上北地域県民 局地域整備部 長	一 事務委任規則第十八条第八項第一号に掲げる事務 二 事務委任規則第十八条第八項第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第十八条第八項第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第十八条第八項第四号に掲げる事務
-----------------------	--

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項中「青森環境保健センター」を「地域県民局の地域連携部」に改め、同項第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第五号中「(同号口に掲げるものを除く。)」を削り、同項の第六号とし、同項の第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 事務委任規則第五条の二第一号に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長健康福祉こともセンターの保健部長の項中「健康福祉こともセンターの保健部長」を削り、同項の第二十四号中「イ」の下に「及びホ」を加え、同表地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長健康福祉こともセンターの福祉部長の項中「健康福祉こともセンターの福祉部長」を削り、同項の第二号中「イ」の下に「及びホ」を加え、同表地域県民局の地域健康福祉部のこともセンターのことも相談部長の項中「健康福祉こともセンターのことも相談部長の項中「健康福祉こともセンターのことも相談部長」を削り、同表青森県立中央病院事務局局長の項から青森県立つくしが丘病院の経理担当の内部組織の長の項までを削り、同表十和田食肉衛生検査所

三戸支所の支所長の項の第一号中「第五条の四第一号」を「第六条第一号」に改め、同項の第二号中「第五条の四第二号」を「第六条第二号」に改め、同項の第三号中「第五条の四第三号」を「第六条第三号」に改め、同項の第四号中「第五条の四第四号」を「第六条第四号」に改め、同表中南地域県民局及び三八地域県民局の地域農林水産部並びに上北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所の農村整備事務担当の次長の項中「中北地域県民局及び三八地域県民局」を「地域県民局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）」に改め、「並びに上北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所」を削り、同項の第六号中「ハ、ト、又及びツ」を「ホ、ヘ、リ、ワ、タ及びク」に改め、同項の第七号中「第十三条第四十六号」を「第十三条第一項第四十六号」に改め、同項の第八号中「第十三条第四十七号」を「第十三条第一項第四十七号」に改め、同項の第九号中「第十三条第四十八号」を「第十三条第一項第四十八号」に改め、同項の第十号中「第十三条第四十九号」を「第十三条第一項第四十九号」に改め、同項の第十一号中「第十三条第五十号」を「第十三条第一項第五十号」に改め、同項の第十二号中「第十三条第五十一号」を「第十三条第一項第五十一号」に改め、同表西北地方農林水産事務所の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長の項中「西北地方農林水産事務所」を「西北地域県民局地域農林水産部」に改め、同表地域県民局の地域農林水産部の家畜保健衛生所及び農林水産事務所の家畜保健衛生所の家畜保健衛生所長の項中「及び農林水産事務所の家畜保健衛生所」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部の水産事務所及び西北地方農林水産事務所鰺ヶ沢水産事務所の水産事務所長の項中「及び西北地方農林水産事務所鰺ヶ沢水産事務所」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部の漁港漁場整備事務所及び農林水産事務所の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の項中「及び農林水産事務所の漁港漁場整備事務所」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表三八地域県民局地域整備部八戸港管理所及び県土整備事務所の港管理所の港管理所長の項中「三八地域県民局地域整備部八戸港管理所及び県土整備事務所」を「地域県民局の地域整備部」に改め、同項の第八号を次のように改める。

八 事務委任規則第十八条第三項第四号（二を除く。）に掲げる事務（港湾管理者の長が管理するものに係るものに限る。）

別表第五三八地域県民局地域整備部八戸港管理所及び県土整備事務所の港管理所の港管理所長の項の第九号を削り、同表青森県土整備事務所青森港管理所の駐在主任の項を削り、同表青森県土整備事務所駒込ダム建設所のダム建設所長の項中「青森県土整備事務所駒込ダム建設所」を「東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所」に改め、

同表五所川原県土整備事務所鰺ヶ沢道路河川事業所の道路河川事業所長の項中「五所川原県土整備事務所鰺ヶ沢道路河川事業所」を「西北地域県民局地域整備部鰺ヶ沢道路河川事業所」に改める。

別表第六地域県民局の地域連携室長の項中「地域連携室長」を「地域連携部長」に、「地域連携室」を「地域連携部」に、「地域連携室入居合同庁舎」を「地域連携部入居合同庁舎」に改め、同表二以上の出先機関又は支所等が使用している庁舎に入居している出先機関及び支所等の長（指定機関の長を除く。）並びに地域県民局の部長の項中「地域連携室、県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部若しくは地域整備部」を「部」に改める。

別表第七中

専決者	代決者	専決事項
-----	-----	------

専決者	代決者	専決事項
地域県民局の県税部長	地域県民局の県税部次長（県税部次長が不在のときは、あらかじめ総務部長の承認を得て県税部長が指定する職員）	一 青森県県税条例第三条及び第二条の規定により委任された事務（地域県民局の県税部の軽油引取税事務担当の内部組織の長、ゴルフ場利用税事務担当の内部組織の長、産業廃棄物税事務担当の内部組織の長及び管理担当の内部組織の長の専決に係るものを除く。） 二 青森県県税条例施行規則第二条第二項各号に掲げる事務

に、「県税事務所等」を「地域県民局の県税部」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一自然保護課の項の第六号並びに別表第二地域県民局の地域農林水産部長農林水産事務所の所長の項の第一号及び第二号の改正規定（「農林水産事務所の所管区域にわたり、又は」及び「及び農林水産事務所」を削る部分を除く。）は、同月十六日から施行する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目一番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------